

【旅籠 俵屋】

宿泊約款

第一条（適応範囲）

- 1.旅籠 俵屋（以下当該施設）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。
- 2.当該施設が法令、条例及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

第二条（宿泊契約の申込み）

- 1.当該施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を申し出て頂きます。
 - i.宿泊者名
 - ii.宿泊日及び到着予定時刻
 - iii.宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - iv.その他当該施設が必要と認める事項
- 2.宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合当該施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第三条（宿泊契約の成立等）

- 1.宿泊契約は、当該施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとしします。

ただし、当該施設が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当該施設が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3.第2項の宿泊料金を同項の規定によりお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。

ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当該施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第四条（宿泊契約締結の拒否）

- 1.当該施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。
 - i.宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - ii.満室により当該施設が利用できないとき。
 - iii.宿泊しようとするものが、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは

善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

iv. 宿泊しようとするものが、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、

同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時

ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があつたもの

v. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

vi. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

vii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

viii. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第五条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は当該施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当該施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当該施設の定めるキャンセル料を申し受けます。

3. 当該施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の18時

（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第六条（当該施設の契約解除権）

1. 当該施設は、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。

i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

ii. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。

iii. 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

iv. 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

vi. 天災、災害、事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。

vii. 館内での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当該施設が定める

利用規則の禁止事項に従わないとき。

第七条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日当該施設の受付において次の事項を登録していただきます。
 - i. 宿泊客全員の氏名、住所、職業
 - ii. 日本国内に住所を有しない外国人は、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 - iii. その他当該施設が必要と認める事項

第八条（当該施設の使用時間）

1. 宿泊客が当該施設を使用できる時間は、宿泊当日の14時から翌日11時までとします。ただし連続で宿泊する場合においては、到着日出発日をのぞいて終日使用することが出来ます。

第九条（利用規則の順守）

1. 宿泊客は当該施設内においては、当該施設が定めた利用規約に従っていただきます。

第十条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当該施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当該施設が請求したとき受付にてお支払いいただきます。
3. 当該施設が宿泊客に当該施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第十一条（当該施設の責任）

1. 当該施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当該施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当該施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第十二条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当該施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当該施設はその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第十三条（駐車責任）

1. 宿泊客が当該施設指定の駐車場を利用する場合、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理に当たり、当該施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第十四条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当該施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当該施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳

| | | 内訳 |
|-------------------------------------|------|-------------------------|
| 支宿 払泊 う客 べが き 総 額 | 宿泊料金 | ①基本宿泊料（室料）1棟貸切料金（定員内利用） |
| | 追加料金 | ②追加飲食（①に含まれるものを除く）利用人数分 |
| | 税金 | 消費税 |

- 備考
- 1.基本宿泊料は旅籠 俵屋の料金表の掲げるところによります。
 - 2.定員は就学児以上を1名とする（4歳以上の未就学児は0.5名にて算出）
3歳以下の幼児は0名とする。

別表第2 違約金（キャンセル料）

| | 不泊 | 当日 | 前日 | 2日前 | 3日前 | 4日以前 |
|--------------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 基本料金 に対して | 100% | 50% | 20% | 20% | 20% | なし |